恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令及び恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令　新旧対照条文　目次

○　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・1
○　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

○　恩給法による恩給改定率の改定等に関する政令（平成二十年政令第百二十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（令和八年度における恩給改定率） 第一条　令和八年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、一・〇六七とする。 （扶助料等の年額に係る加算額に加算する額） 第二条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、一万六千九百円とする。 ２　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第二号に規定する政令で定める額は、九千六百円とする。 ３　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、九千二百円とする。 ４　昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める額は、九千二百円とする。 ５　昭和五十一年改正法附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、九千二百円とする。	（令和七年度における恩給改定率） 第一条　令和七年度における恩給法第六十五条第二項に規定する恩給改定率は、一・〇四七とする。 （扶助料等の年額に係る加算額に加算する額） 第二条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号。以下「昭和五十一年改正法」という。）附則第十四条第一項第一号に規定する政令で定める額は、一万千六百円とする。 ２　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第二号に規定する政令で定める額は、六千六百円とする。 ３　昭和五十一年改正法附則第十四条第一項第三号に規定する政令で定める額は、六千二百円とする。 ４　昭和五十一年改正法附則第十四条第二項に規定する政令で定める額は、六千二百円とする。 ５　昭和五十一年改正法附則第十五条第四項に規定する政令で定める額は、六千二百円とする。

○　恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条の二第一項の年金たる給付等を定める政令（昭和五十五年政令第二百七十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額） 第二条　法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、八十五万円とする。	（法律第五十一号附則第十四条の二に規定する政令で定める額） 第二条　法律第五十一号附則第十四条の二第一項ただし書及び第二項に規定する政令で定める額は、八十三万円とする。